

令和3年6月定例会

御杖村議会会議録

令和3年6月 8日開会

令和3年6月15日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（6月8日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員(8名)	－2－
◎欠席議員(0名)	－3－
◎会議録署名議員	－3－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告(議会運営委員会)	－4－
◎諸般の報告(例月出納検査)	－5－
◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)	－5－
◎行政報告	－5－
◎一般質問	－6－
山岡議員「ドクターヘリ離着陸場の新設について」	－6－
◎請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書 〔上程、付託〕	－9－
◎議案第21号御杖村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－9－
◎議案第22号御杖村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について、議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業 の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 〔一括上程、一括説明、一括質疑、一括討論〕	－11－
◎議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について 〔採決〕	－12－
◎議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例の制定について 〔採決〕	－12－
◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	－13－

◎議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について [上程、説明、総括的質疑、付託]	-13-
◎議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について [上程、説明、総括的質疑、付託]	-14-
◎報告第1号令和2年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について [上程、報告、質疑]	-14-
◎同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]	-15-
◎散会の宣言	-16-
第2号(6月15日)	-17-
◎議事日程([審議結果])	-18-
◎本日の会議に付した事件	-18-
◎出席議員(8名)	-18-
◎欠席議員(0名)	-18-
◎会議録署名議員	-18-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	-18-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	-18-
[発言記録]	-19-
◎開議の宣言	-19-
◎請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書 [上程、委員長報告、質疑、採決]	-19-
◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について、議案第26号 令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第27号 令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について [一括上程、一括委員長報告、一括質疑]	-20-
◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について [討論・採決]	-21-
◎議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について [討論・採決]	-21-
◎議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について [討論・採決]	-21-
◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会) [上程・採決]	-22-
◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) [上程・採決]	-22-
◎閉議及び閉会の宣言	-22-
◎議事録署名	-23-

(令和3年6月8日)

令和3年6月御杖村議会定例会(第1号)

令和3年6月8日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	5月27日
・例月出納検査	2月・3月・4月分
・桜井宇陀広域連合議会	3月29日定例会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 請願第1号〔むらづくり委員会付託〕

みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書

第7 議案第21号〔原案可決〕

御杖村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第22号〔原案可決〕

御杖村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第23号〔原案可決〕

御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第24号〔原案可決〕

御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第25号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

第12 議案第26号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第13 議案第27号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第14 報告第1号〔報告済〕

令和2年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第15 同意第6号〔原案同意〕

御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	吉田俊弘君	副議長	松岡一生君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
6番	山岡隆良君	8番	木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3 番 葛城昌俊君 4 番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤 収宜君
教 育 長	丸山 栄 君
総務課長	中嶋 英樹君
保健福祉課長	廣尾 真貴子君
住民生活課長	片岡 保昌君
会計管理者	今井 智 君
教育委員会次長	中村 康幸君
むらづくり振興課長	仲子 雄史君
産業建設課長	古谷 匡敏君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さんおはようございます。本日の6月定例会をご案内させていただいたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和3年6月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田俊弘君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3番葛城昌俊君、4番古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、5月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、4番古川芳明君。

○委員長(古川芳明君):議長。

○議長(吉田俊弘君):古川芳明君。

○委員長(古川芳明君):それでは、5月27日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、6月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、6月8日から15日までの8日間とし、全員協議会を9日、予算決算委員会及びむらづくり委員会を11日、続会議を15日とそれぞれ決定し、予算決算委員会及びむらづくり委員会以外は午前10時の開会とし、予算決算委員会については、午前9時30分開会、むらづくり委員会については、午前10時30分開会といたしました。

た。また一般質問については、通告締め切りを6月3日午後5時までとし、質問日は、6月8日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、請願第1号については、むらづくり委員会へ、議案第25号・議案第26号・議案第27号の令和3年度補正予算3件については、予算決算委員会へそれぞれ付託し、議案第21号・議案第22号・議案第23号・議案第24号の条例の一部改正に関する4件、報告第1号及び同意第6号については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回9月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田俊弘君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(吉田俊弘君):次に、監査委員より例月出納検査について、2月から4月分の検査報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○議長(吉田俊弘君):次に、3月29日開催されました桜井宇陀広域連合議会定例会の報告ですが、派遣議員でありました前山崎議員より報告書をいただいています。写しを配布しておりますので、報告に変えさせていただきます。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):6月定例会の開会に際し、行政報告をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス対策についてですが、9都道府県に出された緊急事態宣言は、6月20日まで延長されており、五輪開催を目前に控え、感染状況の改善につなげようと取り組みが行われているところです。一方、奈良県においては、緊急事態宣言の要請をおこなわず、県の実情にあわせた緊急対処措置として、各市町村の意向に沿った飲食店への時短要請や公立施設の使用制限等が実施されております。昨日の7日現在、奈良県内の重症対応病床の占有率は31%、入院病床占有率は33%となっています。この数値は、大型連休前後のピーク時よりは減少傾向であるものの、本村においても感染者が発生するなど、まだまだ予断を許さない状況であります。このような中、新型コロナウイルス感染症の発症と重症化を予防するためのワクチン接種については、7月末までに高齢者の接種を終えるとする政府の目標が示され、全国の自治体で懸命な取り組みがおこなわれています。本村におけるワクチン接種の進捗状況については、国より示された優先順位に基づき、現在、65歳以上の高齢者を対象に接種を行っています。対象者は903名で、昨日までに1回目

の接種を受けられた方は726名で接種率80.4%、2回目を受けられた方は238名となっています。7月中には、希望された高齢者全員の2回接種を終える予定となっています。引き続き、65歳未満の方へと対象を広げながら、万全の体制を持って接種を進めてまいります。16歳から64歳の方は、563名、希望者全員への2回接種を9月末には終えたいと思っております。なお、厚生労働省は、16歳以上としていたワクチン接種の対象年齢を12歳以上へと拡大しました。国、県からの情報に注視し適宜対応してまいりたいと思います。村民の皆さんには、ワクチン接種にご理解ご協力をいただくとともに、引き続き日常の感染拡大防止に努めていただきますようお願いを申し上げます。村行政におきましても、国の交付金を活用した感染拡大の防止策と、影響を受けている地域経済や住民生活の支援を図るための様々な施策を実施してきました。第3次として、本年度においてもコロナ対策を進めたいと思います。今回ご提案している補正予算においても、対策関係事業を計上しております。ご審議賜りますようお願い申し上げます。さて、去る5月16日、奈良県の主催により、みつえ高原牧場畜産団地整備事業に関する説明会が、菅野と土屋原地区で開催されました。内容は、3月に県内で発生した豚熱の防疫措置に関する説明と、計画されている畜産団地整備事業の概要等について、事業主体である奈良県から説明がおこなわれました。コロナ禍での開催であったため、両区とも、区役員、区議会議員、常会長の皆さんにご出席いただきました。このことについては、6月配布のチラシにて、全戸への周知をおこなったところです。今後は、事業の進捗に沿って継続して説明会が開催される予定です。村としまして、村民の皆さんと情報を共有しながら課題解決に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。また、先日5月26日、県内27の町村で構成する奈良県町村会の臨時総会において、副会長に選任をいただきました。県内町村に共通する行財政の諸課題解決に向け、全町村の連携と協調を進める一翼を担えればと思います。最後に、本定例会には、条例改正4件、補正予算3件、報告及び人事1件をご提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君): これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

山岡議員「ドクターヘリ離着陸場の新設について」

○議長(吉田俊弘君): 次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。一問一答でお願いします。6番山岡隆良君。

○6番(山岡隆良君): 議長、山岡。

○議長(吉田俊弘君): 6番山岡隆良君。

○6番(山岡隆良君): それでは、議長の許可を得ましたので村長に対して1点一般質問をさせていただきます。4月27日から始まりましたコロナワクチンの接種状況ですが、診療医や看護師の皆さんの協力をいただき、保健福祉課の方で、うまく調整していただきながら大きな問題もなく、スピーディーに接種対応されておられますことに対して関係各位のご努力に深く感謝いたします。さて、本年3月議会において、やすらぎフロンティアタウンにある旧テニスコートの利用目的を正式に御杖村ドクターヘリ離着陸場と条例にて行政目的を改め、今年度ヘリポートとしての改修工事が実施されます。この件に関しては非常に村民の安心安全に係ることとして喜ばしいことと考える次第です

が、もう一カ所のドクターヘリ離着陸場として村民グラウンドが指定されています。このグラウンドでヘリの離着陸を実施する場合、晴天時は砂ぼこりや小石が舞い上がる等への事前対処が必要で、非常に使いづらくグラウンドに水をまくなどの事前作業が必要で、最近は全く使用していないのが現状であり、曾爾村のヘリポートを利用させていただいている状況もございます。今後、何らかの理由でいずれかのヘリポートが使えないという事態も発生するやも知れません。そこで、フロンティアタウンのヘリポートと曾爾村のヘリポートの中間あたり土屋原地内で一カ所専用のドクターヘリ離着陸場を設置してはどうでしょうか。この件については、平成30年3月定例会において一般質問させていただいており、その際に村長の方よりできる限り住民の皆さんに利用しやすくしていただくという観点は必要であり、検討の方、急いでやりたいと思います、というような回答をいただいております。高齢化どんどん進む本村にあつては、住民の皆様の安心安全と命を守る重要な施策と考えますので、村長のお考えをお聞かせ願いたいと考えております。以上、村長のご回答よろしくお願ひしたいと思います。後は、自席に戻って質問のやりとりをさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君): それでは、答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(吉田俊弘君): はい。

○村長(伊藤収宜君): 山岡議員、ご質問のドクターヘリ離着陸場についてお答え申し上げます。先ず、離着陸場に関する規定と本村の状況について、ご説明申し上げます。ヘリコプターは基本的には、航空機でありますので、航空法第79条により、空港等、約200カ所でございますが、以外の場所では離着陸してはならないとされています。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は離着陸できるとされており、これに沿って設置されているのが場外離着陸場と呼ばれるものでございます。ところが、捜索又は救助を目的とする場合は、この限りではなく、航空法第81条の2において、安全を確認できれば大臣の許可を受けることなく離着陸できるとされています。防災ヘリやドクターヘリにつきましては、この航空法第81条の2に基づいて現場直近、もしくは最寄りの空き地に離着陸して救助や救急搬送活動をおこなっております。被災地において救助用のヘリコプターが色々な場所に緊急に離着陸できるのはこれに基づくものでございます。しかしながら、捜索又は救助の目的であっても、パイロットの負担軽減や安全管理、迅速な初動のためには事前に調査・確認された場所のほうがよいため、あらかじめ自治体等で指定した場所、緊急ヘリポートが原則として使われます。この、あらかじめ指定された緊急ヘリポートについてですが、本村では、災害活動用の緊急ヘリポートとして2カ所、ドクターヘリポートとして2カ所を指定しています。災害活動用については、御杖中学校と村民運動場を指定しています。村民運動場を例にとりますと、回転翼を含めた全長12mの小型ヘリでは3機、全長17mの中型ヘリでは2機までが同時に離着陸可能となっております。ちなみに、奈良県が所有する防災ヘリは17mの中型ヘリとなっております。一方、ドクターヘリ用につきましては、議員ご指摘のとおり、村民運動場及びやすらぎフロンティアタウン内の旧テニスコートを指定しています。村民運動場については、ヘリ離着陸時に発生するダウンウオッシュと呼ばれる強い吹き下ろしの風により、議員ご指摘のとおり、砂ぼこりや小石が舞い上がるため、事前の散水作業が必要となっております。旧テニスコートにつきましては、小型ヘリ1機までが離着陸可能で中型ヘリは不可となりますが、奈良県をはじめ多くのドクターヘリには、小型ヘリが使われています。この旧テニスコートにつきましては、更なる安全運航を図るため、本年度離着陸面の舗装工事と目印となるHマークの表示を予定しているところです。次に、本村に係る救急搬送全般の状況についてご説明申し上げます。本村への救急車両出場件数ですが、令和元

年度137件、2年度134件となっています。内ドクターヘリの要請件数は、元年度9件、2年度は7件です。元年度に使われたヘリポートですが、村民運動場1件、旧テニスコート5件、曾爾村防災ヘリポート3件です。2年度は、村民運動場は使用なし、旧テニスコート6件、内牧運動場1件、曾爾村防災は0件となっています。これらの中には、飛来したものの、ドクターヘリ搭乗の医師の判断によりヘリを使わなかった場合や、陸路搬送の途中でヘリ搬送に受け継がれた場合もありますが、数だけで見ますと2年間の16件中、11件が旧テニスコートとなっています。さて、前述の課題や本村の状況を整理いたしますと、現在最もドクターヘリに利用されている旧テニスコートは本村の東端部に位置するが、ドクターヘリ専用として使われ、特段の課題はないものと思われま。本村のほぼ中央に位置する村民運動場は、十分な面積はあるものの、運動場としての併用であり、またダウンウォッシュへの対策も必要であります。本村への救急車両出場件数は、県内市町村の人口比で見えた場合、出場件数の多さでは県内上位に位置します。独居、高齢者世帯の増加に伴い、救急搬送の重要性は更に高まっており、概ねこれらのことが、課題として挙げられると考えます。さて、山岡議員質問の趣旨でありますドクターヘリポートの増設についてですが、議員ご指摘のとおり、私としましては、ドクターヘリ占用の場所が、1カ所では心許ないと考えております。また、位置につきましても、村内の西部を包括する位置に必要なではないかと思ひます。前回議員からご指摘いただいた以降は、旧テニスコートをヘリポートとして利用する管理面の整理と、ヘリの安全運航向上に取り組んできましたが、増設に向けても取り組みたいと思ひます。ドクターヘリポートは、小型ヘリのみでの運航であると考えましても、十分な安全性が確保できる場所で、少なくとも1辺が30mを越える正方形の平地が必要であり、かつ救急車とのスムーズな受け渡しに適した立地であることも重要です。適地選定は、非常に難しいとも考えますが、村民の安心安全な暮らしに向け、候補地の選定など、次年度の事業化に向け準備したいと思ひます。以上よろしくお願ひいたします。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○6番(山岡隆良君):どうもご回答ありがとうございます。いろんな角度で分析されて、救急車の搬送件数、また、ドクターヘリの飛来件数といったところも統計的に分析されたなかで、御杖村にはドクターヘリが必要であると村長が回答していただいたことは非常にありがたいことであって、村民の皆様にとっても、安心安全がさらに確約されるのじゃないかなということ考える次第でございます。用地の選定とか、また、工事の部分についても予算が発生することでございますが、来年度に向けていとお慎重にご検討していただければ、用地の確保そして建設というようなことで進めていただければ非常にありがたいと思ひますので、よろしくお願ひして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃられましたように、村民の安全安心な暮らしを守るためには、もう1カ所のヘリポートが必要であると考えております。用地の選定等なかなか厳しいところもございますが、次年度の事業化に向けて、村としましていろいろと検討を加えて行きたいと思ひますので、また、議会の皆様のご協力もお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(吉田俊弘君):山岡議員、ありがとうございます。これで、一般質問を終わります。

◎請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書

[上程、付託]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第6請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書について議題と致します。事務局長に請願書を朗読させます。
- 事務局長(森本成則君):議長。
- 議長(吉田俊弘君):はい。
- 事務局長(森本成則君):それでは、請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書について朗読させていただきます。みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書、令和3年5月25日、御杖村議会議長吉田俊弘殿、請願者住所御杖村大字菅野2415番地徳田福男他16名、紹介議員木村忠雄、要旨みつえ高原牧場を源流とする井出谷川及び曾爾口川にて、近年水質の異常が散見されるため、御杖村による定期的な水質検査とその結果の公表を請願いたします。理由、1、近隣住民は、近年両河川の水が変色したり、悪臭が発生する異常が散見されると感じている。2、豚熱で殺処分された約1100頭の豚を埋却処分している。3、奈良県畜産課は年2回水質検査を実施されているが、検査結果の数値から上記異常は見当たらない。4、近隣住民が感じている水質異常の原因調査するため、検査回数を月1回を実施する必要と考える。5、近隣住民が安全で、かつ安心して生活するため、御杖村による自主的な検査の実施及び結果の公表が必要と考える。以上です。
- 議長(吉田俊弘君):ただいま議題となっております請願第1号は、本日は提案までとし、議会運営委員長の報告のとおり、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第6請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第21号御杖村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(吉田俊弘君):次に、日程第7議案第21号御杖村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(吉田俊弘君):はい。
- 村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、地方税法第436条第1項の規定に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手続について定めているものです。今般、国における押印見直しの推進に沿って、総務省より本条例の改正について標準例が示されましたので、その対応を行うものです。改正の内容については、総務課長より説明いたします。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長

○総務課長(中嶋英樹君):ご説明申し上げます。先ず、改正の概要でございますが、総務省から示された標準例に加えまして、内閣府が作成いたしました地方公共団体における押印見直しマニュアルこれに沿って押印規定の見直しを行うものでございます。具体的には、第4条第4項の削除と第8条第5項の改正につきましては、審査申出者や関係人の負担軽減を図るため、書面への押印等を不要とするもので、総務省の標準例に沿った改正でございます。また、第7条第3項及び第8条第8項以降の改正につきましては、委員会が作成する調書等に関して、委員や書記の署名押印が必要と規定しているものにつきまして、押印を不要とするもので、国のマニュアルに沿った改正を行うものでございます。なお、施行日については公布の日としております。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第21号御杖村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号御杖村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第8議案第22号御杖村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和3年9月1日から、御杖村立御杖小学校と御杖中学校を、一つの校舎に統合するにあたり、本条例で定めている御杖小学校の位置、大字菅野47番地を御杖中学校と同じ大字菅野2470番地に変更し、併せて番地におけるカンマの表示を削除するものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第22号御杖村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[一括上程、一括説明、一括質疑、一括討論]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第9議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題と致します。本2議案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本2議案について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○村長(伊藤収宜君):それでは、議案第23号及び第24号につきまして、一括してご説明申し上げます。両議案につきましては、介護保険法に基づく事業の運営等に関する厚生労働省令が改正されたことを踏まえ、所要の改正をおこなうものです。議案第23号は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正、議案第24号は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴うもので、本村においてもこれらの省令基準と同様の措置を講ずるため、それぞれ条例の一部を改正するものです。詳細については、保健福祉課長より説明申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長(廣尾真貴子君):はい、議長。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○保健福祉課長(廣尾真貴子君):ご説明申し上げます。まず、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業は、居宅介護支援事業者が在宅で介護が必要な方やご家族に対し、適切なサービスが利用できるようにケアマネージャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者と連絡調整を行うものでございます。両議案につきましては、介護保険法の規定に基づき改めるもので、議案第23号は、要介護支援認定の方を対象とした事業、議案第24号は、要支援認定の方を対象とするものでございます。主な改正の内容としま

しては、居宅介護支援事業者がケアプランなどの計画書を書面に代えて電磁的記録により行えることや虐待の防止、感染症予防やまん延防止の為の対策の強化、また感染症や災害の発生時におきましても、必要な介護サービスが継続的に実施するための業務継続計画の策定、事業所の人材確保に関する状況を考慮し、管理者の緩和について定めるものでございます。両案とも同様の改正であることから、一括しての説明とさせていただきます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と廣尾保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、一括して討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

◎議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[採決]

○議長(吉田俊弘君):これより、各案件ごとについて採決を行います。日程第9議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第23号御杖村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第10議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第24号御杖村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第11議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに7,380万7千円を追加し、補正後の総額を26億3,480万7千円とするものです。主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業等を追加しております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第11議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第26号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第12議案第26号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ605万円を減額し、補正後の総額を1億2,315万5千円とするものです。内容は、当初予算で計上しておりました非常用電源設備事業を減額するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第12議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第13議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、診療施設勘定の歳入歳出それぞれに530万円を追加し、補正後の総額を1億2,123万8千円とするものです。内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を追加しております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第13議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎報告第1号令和2年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

[上程、説明、質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第14報告第1令和2年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本件につきましては、令和2年度より繰り越しさせていただいた5つの事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の調整を行いましたので報告をするものでございます。内容につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):それでは、議案の裏面をご覧ください。繰越計算書を付けております。令和2年度一般会計の繰越明許費が確定しましたので、報告をさせていただきます。3月定例会の一般会計補正予算でご承認をいただいた繰越明許費のうち、5つの事業を繰り越すこととなりましたので報告をさせていただきます。まず、地域振興券交付事業についてでございますが、券の利用期間が3月末であり換金の一部が4月以降になることから繰り越したものでございます。現在は換金精算を終えております。次、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、

事業の執行が4月以降となるため、全額を繰り越したもので、現在、村民への接種を進めているところでございます。次、道路整備事業につきましては、交付金を有効活用して事業を執行するために繰越を行ったもので、令和3年度における道路整備事業と合わせて順次進めてまいります。下2段でございます。小学校と中学校における感染症対策等支援事業でございますが、2年度末に補助金が創設されたことから繰り越しをしたものでございまして、保健室関係備品の整備を行う予定でございます。以上、繰越計算書の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。以上で、日程第14報告第1号令和2年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を 求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第15同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、本村教育委員の平田明利さんが、令和3年7月11日に任期満了となります。平田さんは行政職員として奈良県教育委員会に勤務されたほか、数々の県立高校の校長を歴任されました。退職後は民生委員をはじめ保護司等を歴任され、平成29年7月12日から本村教育委員を務めていただいています。また、小中一貫教育推進委員会や施設整備検討協議会においては委員長や会長として、統合学校施設整備事業の推進にご尽力をいただきました。つきましては、小中一貫教育の推進をはじめ多岐にわたる教育課題を抱えるなかで、同氏に引き続き教育委員をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和3年7月12日から4年間です。以上、同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(吉田俊弘君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、日程第15同意第6号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15同意第6号御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は6月15日
火曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前10時56分散会)

(令和3年6月15日)

令和3年6月御杖村議会定例会(第2号)

令和3年6月15日(火)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 請願第1号〔不採択〕

みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書

第2 議案第25号〔原案可決〕

令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

第3 議案第26号〔原案可決〕

令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第4 議案第27号〔原案可決〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第5 発委第3号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第6 発委第4号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	吉田俊弘君	副議長	松岡一生君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
6番	山岡隆良君	8番	木村忠雄君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番	葛城昌俊君	4番	古川芳明君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(吉田俊弘君):皆さん、ご苦勞様でございます。本日の6月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

◎請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書

[上程、委員長報告、質疑、採決]

○議長(吉田俊弘君):ただちに議題に入ります。日程第1請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書につきましては、むらづくり委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○委員長(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○委員長(山岡隆良君):むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案につきまして、その審査の経緯と結果について、ご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月8日の本会議におきまして、請願第1号「みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書」が付託されたことにより、6月11日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ中嶋総務課長、仲子むらづくり振興課長、古谷産業建設課長の出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、最初に紹介議員の木村議員から説明を受け、その後委員より多くの意見が交わされ、村当局より説明もいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。審査の結果につきましては、請願者他16名の中には、井出谷川及び曾爾口川の近隣住民もおられ、日常において出水時の濁り等を目にする機会もあり、水質汚濁等への不安、懸念を持たれており、請願の内容や理由は充分理解できるが、しかしながら、平成13年のみつえ高原牧場開設以来、県が実施している井出谷川及び曾爾口川の水質検査の結果においては、その数値が大きく変化している現象は認められず、また両河川の下流域において水質悪化による農作物等への被害も確認されていない状況であることから、井出谷川及び曾爾口川の水質検査を年2回から年4回に増やすことと、その水質検査結果をその都度公表することを県と村に要請するとともに、水質検査時における採水には、これまで同様、村職員の立ち合いに加え、今後は請願者等にも立ち合いの協力を求め、三位一体となって取り組み問題の解決と不安の解消に努めていくことを村に要望することとしたうえで、全委員の賛成により、不採択とすべきものと決定いたしました。以上で、請願第1号についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を省略してただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。よってただちに採決を行います。本案に対する委員長の報告は、不採択とすべきものです。日程第・請願第1号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1請願第1号みつえ高原牧場を源流とする河川の定期的水質検査を求める請願書は、委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について、議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括質疑]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第2議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、日程第3議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について、日程第4議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についての3議案につきましては、予算決算委員会に付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。木村委員長。

○委員長(木村忠雄君):議長、8番木村。

○議長(吉田俊弘君):はい。

○委員長(木村忠雄君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、3案件につきまして、その審査の経緯と結果について、一括して、ご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月8日本会議におきまして、議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について、議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についての補正予算3件が付託されたことにより、6月11日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算3件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第25号から議案第27号についての予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(吉田俊弘君):木村委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定 について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):まず、日程第2議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2議案第25号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第25号令和3年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第3議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第26号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第26号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第4議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第27号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(吉田俊弘君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第27号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第5発委第3号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田俊弘君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(吉田俊弘君):次に、日程第6発委第4号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(吉田俊弘君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和3年6月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時16分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

吉田俊弘

御杖村議会議員

葛城昌俊

御杖村議会議員

古川芳明